函館市観光振興財源検討委員会について

1 設置の根拠【参考資料1参照】

函館市観光振興財源検討委員会設置要綱

2 設置の趣旨

【 抜 粋 】 函 館 市 観 光 振 興 財 源 検 討 委 員 会 設 置 要 綱 第 2 条 (所 掌 事 務)

第2条 委員会は、観光の振興に関する施策を実施するための財源 の在り方について検討し、市長に提言を行う。

3 検討の内容

- (1) 財源を必要とする理由 (函館市の観光振興の現状と課題について)
- (2) 財源を検討する必要性(函館市の財政状況について)
- (3)財源の在り方(函館市の観光振興財源確保策の検討について)

4 委員会の公開について

委員会の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

- (1)情報公開条例第26条に基づき公開とする。ただし、同条ただし書に規定する内容を審議するものに該当し、事前に会議に諮って会議を公開することが適当ではないと認めるときは、一部非公開とする。
- (2)委員会の傍聴および取材は、委員会の運営に支障をきたさない範囲において認める。
- (3)委員会資料は、傍聴人および取材者に配付するとともに、市ホームページで公開する。
- (4)委員会の議事概要は、委員会開催ごとに作成し、市ホームページで公開する。
- (5) 開催日程は、市ホームページにおいて事前に周知する。
- (6)以上に関わらず、委員会が必要と認めるときは、委員会、委員会資料、議事概要の全部または一部を非公開にすることができる。